

茨城県労働保険指導協会だより

令和3年冬号

最低賃金

p2

令和3年10月より最低賃金が上がりました

給料は最低賃金以上? / 社会保険料の見直しをしましょう

p3

令和3年度地域別最低賃金

雇用保険の失業手当 (基本手当)

p4~5

労使トラブルを防ぐための基礎知識

離職票は何に使うの? 失業手当の手続きの流れは?

p6

雇用保険の求職者給付 (基本手当)

倒産・解雇の離職と自己都合退職の違い

新型コロナのために自己都合退職した方の手当は手厚くなる可能性があります

(兼) 労働条件通知書
雇用契約書

p7~8

雇用契約書の見本と解説 / 労働条件の明示方法



令和3年第3期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険 (健康保険・厚生年金) のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 029-825-5560 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」 「西村社会保険労務士事務所だより」

社会保険に加入しましょう



**経営者の方も
所得補償のある労災保険
に任意で加入すれば
安心です。**

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、ご加入済みです。ただし、経営者の方のご加入は、別途申し込みが必要です（任意）。セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っていれば加入義務があります。

**失業手当（求職者給付の基本手当）については
4～6ページ**



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の加入対象が段階的に広がります。



当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



社会保険労務士33名

西村治彦、原田淳也、齋藤正雄、橋本宗太郎、津久井美知子、西拓也、塩島英和、長和浩、弓削学、松浦良介、西村由希恵、武藤雅子、武藤真義、大森佳子、館野真一、山崎勝則、菱野義将、山崎千恵理、堀口晋作、大代淳、岩崎由帆、小山真史、有田公明、榎原庄二、沼田敦、伊藤益弘、萩原淳、山本隆史、林浩太、齋藤慎、村野雅一、和泉智孝、神長寛人

最高責任社会保険労務士事務所の所員と西村所長の個人ブログを公開中

西村社会保険労務士事務所だより

検索

西村治彦の日記

検索



詳しくは当会まで

029-825-5560

茨城県労働保険指導協会

検索



今月の深堀知識

労働条件をFAX・メール・SNSで明示することが可能です。
（ただし労働者が希望した場合に限る）

関連記事:「雇用契約書 兼 労働条件通知書」の見本と解説(7ページ)。
雇用契約書の内容の解説は令和3年秋号。

労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に対して労働条件を明示する義務があります。

明示方法は書面の交付に限られていましたが平成31年4月から労働者が希望した場合は次の方法でも明示できるようになっています。

- ① FAX
- ② Eメールや、Yahoo!メール、Gmail等のWebメールサービス
- ③ LINEやメッセージ等のSNSメッセージ機能等

(注) 第三者に閲覧させることを目的としている労働者のブログや個人のホームページへの書き込みによる明示は認められません。

(留意点)

- ①メール・SNSで明示する場合には印刷や保存がしやすいよう添付ファイルで送りましょう。

- ②労働者が本当に電子メール等による明示を希望したか、個別にかつ明示的に確認しましょう。
- ③到達したか、労働者に確認しましょう。
- ④義務ではありませんが、明示した日付、送信した担当者の氏名、事業場や法人名、使用者の氏名を記入しておくトラブルを防止できます。
- ⑤労働条件の明示を怠ったり、労働者が希望していないにもかかわらず、電子メール等のみで明示したりすることは違反となります。（最高で30万円以下の罰金）